

エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件

(平成21年7月6日国土交通省告示第703号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の八第一項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百九条の八第一項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器(以下「駆動装置等」という。)が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。

- 一 駆動装置等は、機械室の部分(機械室以外の部分に設置することが構造上やむを得ないものにあつては昇降路等の部分。以下同じ。)又は駆動装置等を支持する台(以下「支持台」という。)にボルトで緊結すること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあつては、ボルト又はボルト及び形鋼、鋼板その他これらに類するもの(以下「形鋼等」という。)で固定すること。
- 二 支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されたものであること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあつては、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定されたものであること。
- 三 駆動装置等及び支持台を設置する機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上の支障となる変形又はひび割れその他の損傷が生じないものであること。
- 四 支持台及び形鋼等は、次のイ又は口のいずれかに適合する材料を用いたものであること。
 - イ 日本工業規格G三〇一に規定するSS三三〇、SS四〇〇、SS四九〇若しくはSS五四〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
 - ロ 日本工業規格G五五〇一に規定するFG二五〇、FG三〇〇若しくはFG三五〇に適合する鋳鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
- 五 ボルトは、次のイ及び口に適合するものであること。
 - イ 座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めの措置を講じたものであること。
 - ロ ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度が次の表に掲げる式に適合することが確かめられたものであること。

力の種類	式
長期に生ずる力	$\left(\frac{R_1}{R_{a1}}\right)^2 + \left(\frac{S_1}{S_{a1}}\right)^2 \leq 1$
短期に生ずる力	$\left(\frac{R_2}{R_{a2}}\right)^2 + \left(\frac{S_2}{S_{a2}}\right)^2 \leq 1$
<p>この表において、R_1、R_{a1}、S_1、S_{a1}、R_2、R_{a2}、S_2及びS_{a2}は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>R_1 ボルトの軸断面に生ずる長期の引張りの応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)</p> <p>R_{a1} 令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位</p>	

一平方ミリメートルにつきニュートン)

S₁ ボルトの軸断面に生ずる長期のせん断の応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

Sa₁ 令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

R₂ ボルトの軸断面に生ずる短期の引張りの応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

Ra₂ 令第九十条に規定するボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

S₂ ボルトの軸断面に生ずる短期のせん断の応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

Sa₂ 令第九十条に規定するボルトの短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。